

香川県建設工事従事者安全確保推進計画の概要

はじめに 現状と課題

1. 本県の労働災害の発生状況は長期的には減少傾向にあるが、一人親方等を福含めた建設工事従事者全体では、平成30年は2人（速報値）の尊い命が失われており、災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組みの推進が必要である。
2. 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
3. 建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。
本計画は、外国人労働者を含めた全ての建設工事従事者を対象としているが、外国人労働者については、言葉の違いや日本の安全衛生対策に関する知識不足等から労働災害が発生することが懸念される。
4. 建設工事従事者の安全及び健康の確保については、県、関係機関、関係事業者団体がそれぞれの立場から取組みを行うことが重要である。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
 - ・不当に低い請負代金や短い工期は、労働災害等の発生につながるおそれがある。
 - ・労働災害防止対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用である。
 - ・工期は、週休2日の確保等適切に設定することが必要である。
2. 設計、施工等の各段階における措置
 - ・設計段階では、施工条件を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法を検討することが重要である。
 - ・施工段階では、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
 - ・元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、不安全行動を誘発するおそれがある。
 - ・労働災害が減少していることから、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。
 - ・建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、「安全文化」を醸成していくための取組みを促進していくことが必要である。
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等
 - ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の取組みの前提として、適切な賃金水準の確保、社会保険等の加入徹底、働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。
 - ・外国人労働者については、受入れ状況や国が行う施策等を踏まえながら、安全及び健康の確保等について、対応を検討していく必要がある。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - ・安全衛生経費が適切かつ明確に積算され、下請負人まで確実に支払われるよう、立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定
 - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる環境を整備する。
 - ・債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
 - ・立入検査等を通じ、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。
 - ・中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援について周知等を行う。
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - (1) 建設業者間の連携の促進
 - ・労働安全衛生法に基づく請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、関係団体等と連携して周知等を図る。
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
 - ・一人親方等に対する安全衛生に関する知識習得等の支援について周知を図る。
 - (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
 - ・一人親方等に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組みの促進
 - ・建設業者のリスクアセスメント等の活動に対する支援や、建設業者の安全衛生管理を評価する取組みを実施する。
 - ・安全性の点検等に関する自主的な取組みや、取組みを行う者の能力向上等を促進する。
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進
 - ・i-Constructionや、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。
 - ・高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を支援する。
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発
 - (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進
 - ・建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育の促進と、中小建設業者が行う不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援について周知等を行う。
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進
 - ・表彰等を通じ、関係者の安全及び健康に関する意識や、安全衛生水準を高め、技能者としての地位の向上に繋げる。
 - ・メンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組みを促進する。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - (1) 社会保険等の加入の徹底
 - ・法定福利費の適切な確保や社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
 - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
 - ・建設キャリアアップシステムの活用の推進が図られるよう周知を行う。
 - (3) 「働き方改革」の推進
 - ・建設業における国の働き方改革を踏まえて、県内の建設業における働き方改革を進める。
 - ・メンタルヘルスケアの充実等の取組みを促進する。
2. 労働安全衛生法令の遵守徹底及び墜落・転落災害の防止対策の充実強化
 - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底など、国が講ずる墜落・転落災害対策の周知を行う。
3. 計画の推進体制
 - ・行政機関及び団体と密接に連携し、本計画の効率的かつ効果的な推進を図る。
4. 施策の推進状況の点検と計画の見直し